14.2.
第5 8

兄弟諸君！

ブルヂョア政府は今度の議會に治安維持法案と労働爭議調停法案と労働組合法案とを提出しようとしてゐる。此の三つの法案が一度議會を通過して俺達労働者の頭上に降つたとき、どんな恐い影響を及ぼす事だらうか、俺達の運動にどんな都合の悪い事が起るだらうか。

俺達労働者は毎日毎日朝早くから夜遅くまで油にまみれ、埃をかぶつて食ふものも食はずに働いてゐる。それだのに資本家は殆んど何にもしないで贅沢三昧にふけつて、その上金がたまつて行く。そして俺達労働者がどん／＼[illegible]何かの要求をし、又その爲めに團結を作ることがあれば治安警察法だとか、[illegible]俺達の行動を邪魔する。

今度政府が出さうとする労働爭議調停法案は、ストライキ等の場合に[illegible]のかない時資本家或は労働者の何れか[illegible]、公平な[illegible]に立つて[illegible]見るさと言ふのである。公所謂『公平な[illegible]』の[illegible]である。けれども、俺達労働者の要求は[illegible]になつて働いてゐる[illegible]がどうして公平[illegible]者が労働條件の改善を要求するに當つて、我々の唯一の武器を奪ひ、資本家を擁護するものであつて何等の利益をもたらすものではない。

他の一方に於て、治安維持法案を提出しようとしてゐる。俺達労働者は働いても／＼常に衣食住に苦しんでゐるのに、金持ちは見上げる様な立派な家に住み、節日何もすることなしに金がどん／＼溜つて行く。又兵ふ事も出來ない労働者に、[illegible]として不當の[illegible]を持はせながら金持ちは少しばかりの[illegible]を出すことに依つて、多[illegible]者だとか言つて非常な權利を與へられてゐる。こんな不合理な話があるものか。これは現在の社會制度、徴兵制度、私有財産制度、納稅制度に悪い處があるからだ。俺達労働者が生活の向上を闘らうとする爲めには是非とも之等の制度を根本から改革しなければならない。

然るに治安維持法案に依れば、之等の制度を『不法』の手段を以て、改革せんとするものは七年以下の懲役に處せられるのである。その上『不法』の手段と云ふのは、どこ迄が不法でどこからは不法でないと云ふことは少しも判らない。そして『不法』か『不法』でないかを決めるのは金持ちの犬になつてゐる裁判官の事だから俺達の[illegible]出來ないのである。今迄述べた様にこの治安維持法案は、先年人類歷史上古今未曾有の[illegible]として、一般民衆の熱烈な反對に會つて葬り去られた過激社會運動取締法案と其の内容を全く同じくするものである。

又労働組合法案は表面労働組合を公認すると言つてゐるが、決して現在の組合をありのまゝに認めやうとするのではない。現在の組合をすつかり骨抜きにして無力なものにしようとする奸策に外ならないのだ。

兄弟諸君！

今や俺達労働階級の團結の威力は、到底一片の法律で打壊される程無力なものではない。然しながらこの三悪法案が議會を通過した時、少なく共俺達の運動は困難になる事は明かである。

兄弟諸君！

斯かる巧妙な、ぬけ目のない悪法案に徹底的に反對し[illegible]うではないか。俺達の前には血潮に濁したる銃剣が待つてゐるかも知れない。然し、俺達は血を以ても抗爭しようではないか。それは労働階級に屬する凡てのものゝ任務である。

一九二五年二月

悪法案反對同盟

（福井合金労働組

[illegible] 八千枚